



青森河川国道ニュース

お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577



河川における許可工作物の一斉点検

～洪水に備え施設管理者と合同で実施～



岩木川及び馬淵川のうち青森河川国道事務所が管理する区間において、河川法に基づき設置が許可されている工作物(橋、樋門、樋管、取水堰など)について、施設が良好な状態を保持しているか、梅雨や台風など本格的な出水期を前に、施設管理者と合同での一斉点検を実施しました。

点検は岩木川水系・五所川原出張所管内で5月27日(月)・28日(火)に、同藤崎出張所管内では5月28日(火)・31日(金)、馬淵川水系・八戸出張所管内においては5月27日(月)・30日(木)・31日(金)に渡って行われ、施設の状態について、確認を行った他、施設管理者との出水時の連絡体制について再確認を行いました。



Q:許可工作物とは？

洪水時には河川本来の流水機能を減ずることや障害となる場合があることから、河川区域内には工作物ではできるだけ設置しないことが望ましいですが、橋や堰、排水・取水施設などどうしてもつくらなければならない場合があります。

河川法では河川区域内でこのような施設を設置しようとするときには、河川管理者の許可を受けて施工することが定められており、河川管理者の許可を受けてつくられたものを「許可工作物」といいます。